

指定管理者総合評価シート

1 施設の概要

施設名	いきいきセンター永山	所在地	旭川市永山3条19丁目
設置目的	高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康の維持増進及び世代間交流を促進するため設置する。		
規模	敷地面積：永山市民交流センター敷地22,040.43㎡ 建築面積：永山市民交流センター4、138.18㎡ 延床面積：永山市民交流センター5、200.58㎡（うち、いきいきセンター永山分479.20㎡） 構造：鉄筋コンクリート造鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 室名：教養娯楽室、趣味の部屋、浴室・脱衣室、健康相談室、センター事務室、サロン等 野外施設：ゲートボール場2面	設置年月日	平成6年10月3日

2 指定管理者が行う業務等

指定管理者名	社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会	指定期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日			
指定管理業務の内容	(1) センターの使用承認等に関すること (2) センターの施設及び設備の維持管理に関すること (3) その他市長が定める業務	指定管理料(千円)	R4	13,864	千円	
			R5	13,827	千円	
			R6	13,892	千円	
			R7	14,120	千円	
			R8	14,120	千円	

3 総合評価

施設所管部の評価（1次評価）	管理運営方法の見直し		
	指定期間中の導入効果及び課題	＜導入効果＞ ① 直営時（H16）と経費を比較すると、いきいきセンター新旭川とあわせて年間約100万円以上の節減効果があった。 ② 利用者アンケートや現場の声からニーズを把握し、施設環境を整備するとともに、公民館や図書館、地域包括支援センター、児童センター等との複合施設である特徴を活かし、世代間交流の促進に寄与している。 ＜課題＞ ① 永山市民交流センターの老朽化（32年目）に伴う、いきいきセンター永山を含めた施設全体の維持管理や更新費用の増大が懸念される。	
	今後の管理形態	■ 指定管理者制度 □ 直営	
		理由	・経費については指定管理制度導入前と比較すると、削減効果が見られる。 ・各種事業の実施内容については、利用者の意見や要望を反映させ、市民サービスの向上に繋がっている。 ・よって、今後も引き続き指定管理者制度を継続すべきと判断する。
	指定管理者制度を継続する場合		
	選定方法	■ 公募 □ 非公募	
	非公募の場合、その理由		
	今後の改善点		
	・利用実態や介護保険制度の普及などの環境の変化を踏まえ、施設が提供する機能や事業の整理を行ない、効果的な活用を図る。		
	制度所管部等の評価（2次評価）		
仕様書に基づき適正に管理運営されているとともに、公民館や図書館、児童センター等との複合施設である特徴を活かし、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康の維持増進及び世代間交流が促進されている。また、直営時と比較して経費削減が図られていることから、引き続き指定管理者による管理運営が適当である。 今後は利用実態を踏まえ、提供する機能の見直し等の運営の効率化を積極的に進められたい。			